

人権かわら版27号

## ステンドグラス

編集発行

長崎県人権教育啓発センター  
(長崎県人権・同和対策課)

## セクシュアリティの多様性

セクシュアリティとは、性のあり方のことをいいます。  
からだの性、こころの性、好きになる性の3つの要素があると考えられています。

- からだの性：生物学的性 (sex)  
「性染色体、外性器、内性器の状態などから決定される性。」
- こころの性：性自認 (gender identity)  
「自分自身の性別をどう認識しているかを表す性。」
- 好きになる性：性的指向 (sexual orientation)  
「どの性別を恋愛の対象とするかを表す性。」

## LGBTって何だろう？

LGBTとは、性のあり方が少数派の人々のうち、「レズビアン」、「ゲイ」、「バイセクシュアル」、「トランスジェンダー」の4つの頭文字を合わせた言葉です。

性のあり方が少数派の人々を広く表す総称として、性的少数者（性的マイノリティ）と呼ぶこともあります。

(L)	レズビアン	<こころの性>が女性の方が、同じく<こころの性>が女性の人を好きになること（同性愛）。またその人。	} 性的指向
(G)	ゲイ	<こころの性>が男性の方が、同じく<こころの性>が男性の人を好きになること（同性愛）。またその人。	
(B)	バイセクシュアル	男性も女性も好きになること。（両性愛）。またその人。	
(T)	トランス ジェンダー	<からだの性>と<こころの性>が一致しない状態や、どちらの性別にも違和感を持つ状態のこと。またその人。	} 性自認

（「LGBTってなんだろう？ からだの性・こころの性・好きになる性」2014 合同出版 参照）

（「LGBTってなに？」～誰もがありのままの自分でいられるために～ 群馬県 参照）

人権・同和対策課では、主催講座や職員研修等で人権問題の解決に向けたワークショップを行っています。今回は性的マイノリティの人権を考えるための事例や資料を掲載しますので、研修等で御活用ください。

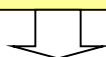
### 事例

調査は14都道府県で実施。性的少数者の子どもや教員等へのインタビューも行われた。

それによると、25歳未満のLGBT当事者458人のうち86%が、暴言や否定的な言葉、もしくは冗談(「ホモネタ」等)を言うのを聞いたことがあると回答した。そのうち、「生徒が言っていた」が77%、「教師が言うのを聞いた」も29%に上った。教師がこれらの暴言を目撃したり聞いたとしても、60%が「特に反応せず」、18%は「教師も生徒に加わり暴言を吐いた」という。また、自らに対し暴言を吐かれた31%(145人)のうち、「誰かに相談した」子どもは、31%(36人)に過ぎなかった。

「日本の学校でのLGBTの子どもに対するいじめの調査報告書」  
国際人権団体ヒューマン・ライツ・ウォッチ 2016年5月

あなたは上記事例をどのように考えますか。グループで意見を出し合ってみましょう。



- ①事例から自分が思ったことや考えたことを書いてみましょう。
- ②グループ内で、それぞれの意見を交流してみましょう。
- ③下記の参考資料を読んで、自分の考えがどう変わったか書いてみましょう。
- ④問題の解決のために自分たちができることをグループでまとめてみましょう。

### 性的マイノリティの人権に関する参考資料

#### ■性的マイノリティの人権に関する動き

性的マイノリティとは、こころの性とからだの性が一致しない、あるいはこころの性がはっきりとしないトランスジェンダー(性同一性障害の人を含む)や、同性愛者、両性愛者といった人たちなどの総称です。このような人たちは少数であるがために、社会において十分な理解が得られず、偏見の目で見られ、差別的な扱いを受けることがあります。国連は、2008年(平成20年)に性的指向や性自認に関わらず、人権の促進と保護に努めることを求めた声明を出しています。また、近年、欧米諸国では、同性婚や同性カップルに、結婚とほぼ同等の権利を認める動きも出てきています。

わが国では、2004年(平成16年)に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の基準を満たせば、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。さらに、国内の一部の自治体においては、同性カップルを結婚に相当するパートナーと認めるなど、同性愛者の権利を保障する新たな動きも見られるようになってきました。

## ■<文部科学省（以下：文科省）による2016年4月1日の周知用資料>

文科省は、性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応等の実施について、教職員の理解促進を目的に周知用資料を公表しました。

その資料では、平成27年4月に文科省が発出した「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」の通知にふれ、本通知が性同一性障害に係る児童生徒についてのきめ細やかな対応の実施に当たっての具体的な配慮事項等をまとめたものであること、また、悩みや不安を受け止める必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、いわゆる「性的マイノリティ」とされるすべての児童生徒に共通することを明らかにしています。そして、本通知に基づく対応の在り方について、学校や教育委員会等から寄せられた質問状況を踏まえ、学校における性同一性障害に係る児童生徒の状況や、学校等からの質問に対する回答をQ&A形式にまとめています。

### 【学校における支援の参考事例】

- ・ 服装：自認する性別の制服・衣服や体操着の着用を認める。
- ・ トイレ：職員トイレ、多目的トイレの利用を認める。
- ・ 呼称の工夫：校内文書（通知表を含む）を児童生徒が希望する呼称で記す。自認する性別として名簿上扱う。
- ・ 修学旅行等：一人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。 など

## ■<進む企業のLGBT対応>

LGBTと呼ばれる性的少数者が無理なく就職活動をし、自分らしく働けるよう対応する企業が増えています。背景には平成27年、東京都渋谷区が同性パートナーの証明書発行を始め、人権問題として認識されたことや、多様な人材の活躍で競争力を高める狙いがあるといわれています。

野村証券は新規採用の際のLGBT差別禁止を徹底しており、職場での対応も細やかで、理解を示したい社員は「LGBT ALLY（アライ=支援）」のマーク入りステッカー（図参照）をパソコン等に貼り付け、何かあれば相談できる態勢を整えています。

また、日本IBMは平成28年1月から同姓婚にも結婚祝い金や休暇制度を始めていますし、パナソニックも同性カップルを結婚に相当する関係と認めるようにしています。



【提供】  
三重県伊賀市

## ■<LGBT当事者に対する性的言動はセクハラです>

厚生労働省は、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上構すべき措置についての指針（通称：セクハラ指針）」を改正（平成29年1月1日施行）し、LGBTなどの性的少数者に対する職場におけるセクシュアルハラスメントも本指針の対象となることを明示しました。指針では、職場におけるセクシュアルハラスメントに関する方針の明確化や相談体制の整備等、企業における防止措置が義務付けられました。

### 【LGBT当事者がセクハラだと感じる言動（「職場のLGBT読本」（実務教育出版参照））】

#### ①見た目に対して

「あの人って、男？女？」、（ロングヘアにしていたら）「お前はおかまか！」  
「女なのにスカートはかないの？」、「二丁目にいそう」

#### ②変態・異常という白眼視

「言っとくけど、俺にはそういう趣味はないからね」、「私はノーマルだから」  
「気持ち悪い。ありえない。理解できない。」、「男役なの？女役なの？」

## 県人権教育・啓発センターだより

近年入荷したセクシュアルマイノリティに関するDVDや図書を紹介します。

### 《DVD》「タイトル」（対象 時間）

- ・「いろいろな性別～LGBTに聞いてみよう！～」(小学生34分、先生30分)
- ・「高校生向け人権講座セクシュアルマイノリティ入門」(高校生20分)
- ・「あなたがあなたらしく生きるために 性的マイノリティと人権」(中学生・一般30分)
- ・「家庭の中の人権カラフル」(高校生・一般31分)
- ・「先生にできること～LGBTの教え子たちと向き合うために～」(一般・教職員17分)
- ・「セクシュアル・マイノリティ理解のために～子どもたちの学校生活とところを守る～」(中学生・一般56分)」

### 《図書》

- ・「LGBTってなんだろう？ からだの性・こころの性・好きになる性」  
(薬師実芳・笹原千奈未・古堂達也・小川奈津己 著 合同出版)
- ・「境界を生きる 性と生のはざままで」  
(毎日新聞「境界を生きる」取材班 著 毎日新聞社)
- ・「職場のLGBT読本」  
(柳沢正和・村木真紀・後藤純一 著 実務教育出版)
- ・「じぶんをいきるためのるーる。」  
(ippo. 著 解放出版社)

## セクシュアルマイノリティに関する取組 ー団体紹介ー

「Take it ! 虹」は、セクシュアルマイノリティに関する学習会や交流会をはじめ、すべての人が、自分らしく生きやすい社会をめざして活動している市民団体です。

現在、県内外の行政機関や学校、各種団体とつながりながら、活動の幅を広げています。

自分たちの学習会以外にも、行政機関や学校、企業等でセクシュアルマイノリティに関する講演会や研修会を実施しています。その他に、映画祭やパネル展、交流会を開催し、参加者の皆さんと共に、「あたりまえを疑う」ことを通して、みんなにとって生きやすい社会づくりについて考えていく活動を進めています。セクシュアリティに関する相談への対応も行っています。

今後も、地道な活動を継続し、いろいろなところとつながりながら、自分らしく生きやすい社会、みんなにとって生きやすい社会づくりを考え、行動していきたいと思えます。



Take it ! 虹 (代表) 儀間 由里香 連絡先: popopotter@yahoo.co.jp

～来て、見て、読んで、学ぼう！！～

開館：平日、土曜、日曜  
休館：祝日、振替休日、年末年始

## 長崎県人権教育啓発センター (長崎県人権・同和対策課内)

〒850-0057

長崎市大黒町3-1 交通産業ビル4階

TEL 095-826-2585 FAX095-826-4874

長崎県人権・同和対策課

検索

